

令和2年度 地域型住宅グリーン化事業

『東海温故創新の家』Ⅱ期(補正予算)申請について

一般社団法人東海木造住宅協会
代表理事 鈴木 貴雄

拝啓 貴社ますますご清栄の事とお慶び申し上げます。

令和2年度地域型住宅グリーン化事業(補正予算)について、第三次補正予算が成立したこと
にともない、令和2年度地域型住宅グリーン化事業(補正予算)の詳細情報を公開されました。

【長寿命型等実施支援室】

<http://www.chiiki-grn-chojyu.jp/choujumyou022/index.html>

【高度省エネ型実施支援室】

https://www.kkj.or.jp/chiiki-grn-koudo/r02hosei_index.html

「着工前写真の看板情報等に関するお知らせ」をご確認頂きますようお願い申し上げます。

敬具

申請登録可能区分	長寿命型・ゼロエネ型
着手(契約の締結)・着工日	令和3年1月28日～令和3年3月31日までの期間

1.事業者当たりのタイプ別補助金

	長寿命型	ゼロエネ住宅型
実績が3戸以下の枠	3戸(110万円/戸)	3戸(140万円/戸)
実績が4戸以上の枠	3戸(100万円/戸)	3戸(125万円/戸)

※省エネ強化加算、若者・子育て世帯加算は別途、要件に応じて加算できます。

2.「着工前の現地写真」に写しこむ看板の記載事項

補正予算用の文字「G128」「撮影日(○月○日)」「建築主名または物件名」を記載した看板

記

R2年度Ⅱ期(補正予算)お申込シート

会社名	担当者名	連絡先		
建築主名	建築住所	住宅種類	契約日	子育て加算 省エネ強化加算
		長寿命型・ゼロエネ	月 日	子育て加算 省エネ強化加算
		長寿命型・ゼロエネ	月 日	子育て加算 省エネ強化加算

※省エネ強化加算(上限30万円)・若者子育て世帯加算(30万円)については、別添参照

令和2年度地域型住宅グリーン化事業 補正予算に係る 着工前の現地写真等に写し込む看板情報等、実施に関するお知らせについて

交付申請マニュアルの公開に伴い、決定していなかった事項などについて実施支援室からご案内いたします。施工事業者等のグループ関係者と共有し実施してください。

1. マニュアルの公表について

本日、マニュアルを公表いたしました。

グループ事務局、施工事業者におかれましては、**交付申請等手続きマニュアル等を必ずよく確認し、理解したのちに手続きや事業を実施**してください。

これらに基づかない場合には、補助金が交付されない、または交付決定を取り消す場合がありますのでご注意ください。

本日公表したマニュアルは、手続きの関係上「暫定版」となっていますが、申請ツール登録開始日に改めて公表いたします。

2. 着手、着工が可能となる日について

補正予算成立日は、**令和3年1月28日（木）**です。

補正予算において対象となる住宅は、**着手（請負は契約の締結、売買は着工）が令和3年1月28日から令和3年3月31日までの期間のもの**です。なお、請負の着工も令和3年1月28日以降に可能となります。

期間が限られていますのでご注意ください。

3. 「着工前の現地写真」「着工直後の現地写真」に写し込む看板に記載する文字等について

「着工前の現地写真（請負・売買）」及び「着工直後の現地写真（売買）」には、**補正予算用の文字「G128」「撮影日（〇月〇日）」「建築主名または物件名」**を記載した看板を必ず入れてください。**グループ事務局は施工事業者への周知徹底**を行ってください。

なお、必要な事項が不足し本事業の要件を満たしていることや実施していることが確認できない場合は補助金をお支払いしません。

4. 若者・子育て世帯加算の補助額について

要件を満たす場合、予算の範囲内で加算できる**補助額は1戸当たり30万円**です。

5. 未完了報告の手続きについて

交付申請時に事業完了時期に関する工事の状況調査報告（未完了報告）（指定書式）を提出していただきます。提出されない場合は、完了実績報告を受け付けることができませんのでご注意ください。

報告書の報告日は、交付申請日と同日としてください。

6. 今後のスケジュール（参考）

- R3. 1. 29 実施支援室 補正予算用のホームページ開設
補正予算用のマニュアル（第1章～第3章）【暫定版】の公表
- R3. 2. 前半 申請ツール登録開始日のお知らせ
※申請ツールの公開・登録開始に先立ちお知らせいたします。
- R3. 2. 前半 申請ツール公開・登録開始、交付申請受付開始
補正予算用のマニュアル（第1章～第3章）の公表※
※【暫定版】から変更があった場合はお知らせいたします。
様式データ等の公表

交付申請書類は、申請ツール登録後 30 日以内に受付となるよう提出してください。
申請ツール登録後 30 日以内に受付とならない場合は、登録情報は削除され失効します。

- R3. 3. 31 申請ツール登録期限
- R3. 4. 30 交付申請書類提出期限
- R3. 11. 30 完了実績報告提出期限

7. 交付申請等に関する注意点

- ・実施支援室や評価事務局からのお知らせは、申請ツールにより行われますので、最新情報は常に確認し実施してください。
- ・令和2年度補正予算により本事業を実施する際は、申請ツール、マニュアル、様式等、すべて補正予算用として公開するものを使用して下さい。
- ・当初予算で申請ツール登録し失効した住宅や交付申請している住宅を取り下げ、廃止し、補正予算に切り替えて交付申請することはできません。（切り替えが発覚した場合は、当初予算、補正予算のどちらにも申請できなくなる恐れがございます。）

長寿命型等実施支援室
高度省エネ型等実施支援室

210129

令和2年度地域型住宅グリーン化事業（補正予算）補助金交付申請等 における留意点

令和2年度当初から実施している令和2年度地域型住宅グリーン化事業からの主な変更点等の概要を以下に記載します。詳しくは、補正マニュアルの本編を確認してください。

1. 実施方法について

- (1) 長寿命型及びゼロ・エネルギー住宅型を対象とします。
(高度省エネ型、省エネ改修型、優良建築物型は対象外です。)
- (2) 実施枠は、次の4区分とします。加算も①～④の実施枠の予算内で活用します。
 - ①長寿命型（未経験枠）
 - ②長寿命型（制限なし枠）
 - ③ゼロ・エネルギー住宅型（未経験枠）
 - ④ゼロ・エネルギー住宅型（制限なし枠）
- (3) 予算の配分は、先着順方式にて実施いたします。
契約済み又は契約確実な物件のみを申請ツールに登録し、速やかに交付申請してください。事前枠付与方式は行いません。
- (4) 補正予算では、地域材加算は設けません。

2. 補正予算からの新たに充当するメニューについて

- (1) 「Nearly ZEH」での申請を可能にします。
ゼロ・エネルギー住宅型において、「再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量からの一次エネルギー消費量削減が75%以上、100%未満」であるNearly ZEHを対象とします。Nearly ZEHは、建設地が寒冷地（地域区分*1又は2）、低日射地域（日射地域区分*A1又はA2）又は多雪地域（垂直積雪量100cm以上）のいずれかのみとし、140万円（平成27年度から令和元年度の5年間の地域型住宅グリーン化事業において、ゼロ・エネルギー住宅にかかる補助金活用実績が4戸以上の場合は、1戸当たり125万円）を上限に補助します。
※本事業の申請においては、令和元年度に改正された新地域区分に基づく申請を必須とします。（旧地域区分が使える経過措置は、令和3年3月31日で終了します）
- (2) 「省エネ強化加算」を新設します。
長寿命型において、BEI0.8以下の要件を満たす場合、30万円を上限に補助金額を加算します。
※完了実績報告時に対象住宅における住宅版BELS認証が必要です。BELS認証の取得においては、令和元年度に改正された新地域区分に基づく申請を必須とします。（旧地域区分が使える経過措置は、令和3年3月31日で終了します）
- (3) 「若者・子育て世帯加算」を新設します。
長寿命型またはゼロ・エネルギー住宅型において、建築主が40歳未満の場合、または18歳未満の子供がいる場合、30万円を補助金額に加算します。なお、三世帯同居加算は従来どおり実施しますが、三世帯同居加算と若者・子育て世帯加算の併用はできません。

3. その他の留意点

- (1) この補正マニュアルにより実施する事業（令和2年度第3次補正予算を財源とした、新たな枠組みで設けられた地域型住宅グリーン化事業）で対象となる住宅は、**着手***が令和

3年1月28日（補正予算成立日）から令和3年3月31日までのものです。なお、**着工**は令和3年1月28日以降に可能となります。

※請負契約による住宅においては工事請負契約等を締結した時点、また、売買契約による住宅においては根切り工事又は基礎杭打ち工事に着手した時点。

(2) 交付申請時に令和3年1月28日時点で着工していないことを確認いたします。次の何れかを提出していただきます。確認できない場合は交付決定せず補助の対象となりません。

①令和3年1月28日以降に所定の内容*が記入された看板を入れ撮影した「**着工前の敷地写真**」

※「**建築主名または物件名**」「**撮影日**」「**G128**」を看板に記入すること。

②令和3年1月28日以降に交付された「確認済証」（計画変更に伴う確認済証を除く）

③令和3年1月28日以降に認定申請した「認定通知書」（変更に係るものを除く）

注）ゼロ・エネルギー住宅型は①～②のみが選択対象です。

(3) 施工事業者1社が受けられる補助金は、次のとおりです。令和2年度当初に定めた上限額とは別に設けます。補助金活用実績は、令和2年度当初の予算で実施したものは含みません。

1事業者当たりのタイプ別補助金上限額一覧表

補助金活用実績 (H27～R1)	長寿命型		ゼロ・エネルギー住宅型	
	3戸以下	4戸以上	3戸以下	4戸以上
上限額	330万円* (3戸相当)	300万円* (3戸相当)	420万円 (3戸相当)	375万円 (3戸相当)

※ 省エネ強化加算、三世帯同居加算、若者・子育て世帯加算は別途、要件に応じて加算できます。

(4) 様式は、補正予算に対応したものを使用していただきます。

加算可能メニューの組み合わせ例

	住宅の 活用額※2	加算メニュー※1				組み合わせ	
		省エネ強化 加算※2	地域材加算	三世帯同居 加算	若者・子育て 世帯加算		
		②	③	④	⑤		
長寿命型	50万円～ 110万円 又は 100万円	+	30万円	対象外	30万円	—	①のみ ①+②, ①+④ ①+②+④
		+	30万円	対象外	—	30万円	—
ゼロ・エネルギー住宅型	50万円～ 140万円 又は 125万円	+	—	対象外	30万円	—	①のみ ①+④
		+	—	対象外	—	30万円	—

※1 加算の要件を満たす場合、予算内で住宅の補助額に加算額を加算して活用可

※2 補助対象工事費に応じて5万円単位で設定可

 合算した額が、**補助対象工事費の1/10以内**であること。

 1事業者当たりの上限額内で活用していただきます。

省エネ強化加算の活用例（経験工務店の場合）

ケース	長寿命型活用額	省エネ強化加算 の活用額	補助対象工事費	補助額
①	100 万円	30 万円	2000 万円	130 万円
②	100 万円	30 万円 25 万円	1280 万円	130 万円 125 万円
③	50 万円	30 万円	2000 万円	80 万円

説明 補助金活用実績が 4 戸以上の施工事業者の場合

ケース① $2000 \text{ 万円} \times 1/10 = 200 \text{ 万円}$
 長寿命型活用額 100 万円 + 省エネ強化加算 30 万円 = 130 万円 を希望
 $200 \text{ 万円} \geq 130 \text{ 万円}$ なので補助額 130 万円まで申請可能

ケース② $1280 \text{ 万円} \times 1/10 = 128 \text{ 万円}$
 長寿命型活用額 100 万円 + 省エネ強化加算 30 万円 = 130 万円 を希望
 $128 \text{ 万円} < 130 \text{ 万円}$ なので補助額 130 万円での申請不可
 省エネ強化加算を 25 万円とし
 長寿命型活用額 100 万円 + 省エネ強化加算 25 万円 = 125 万円
 $128 \text{ 万円} \geq 125 \text{ 万円}$ なので補助額 125 万円なら申請可能

ケース③ $2000 \text{ 万円} \times 1/10 = 200 \text{ 万円}$
 長寿命型活用額 50 万円 + 省エネ強化加算 30 万円 = 80 万円 を希望
 $200 \text{ 万円} \geq 80 \text{ 万円}$ なので補助額 80 万円での申請可能

※ 何れのケースも要件を満たせば、別途、上記補助額に三代同居加算又は若者・子育て世帯加算の加算が可能です。